

議員提出議案第4号

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書について

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成19年12月11日 提出

提出者	西条市議会議員	荃	田	元	近
〃	〃	伊	藤	孝	司
賛成者	〃	伊	藤		学
〃	〃	行	元		博
〃	〃	児	玉	千	春
〃	〃	西	坂		信
〃	〃	安	藤	雅	康
〃	〃	小	池	新	三郎
〃	〃	一	色	輝	雄
〃	〃	伊	藤	新	平
〃	〃	黒	河		諄
〃	〃	大	澤	忠	正
〃	〃	越	智	俊	幸
〃	〃	堀	江	幸	二
〃	〃	岩	城	博	年
〃	〃	日和	和佐		直
〃	〃	黒	河	紘	一郎
〃	〃	近	藤	達	也
〃	〃	持	主	真	知子
〃	〃	楠			学
〃	〃	青	野	久	美
〃	〃	森	川	輝	久
〃	〃	徳	増	稚	養一
〃	〃	藤	田	節	雄
〃	〃	一	色	達	夫
〃	〃	高	田	正	敏
〃	〃	青	野	貴	司
〃	〃	曾	我	幸	広
〃	〃	高	橋	和	壽
〃	〃	渡	辺	勝	司
〃	〃	武	田		功
〃	〃	一	色	伸	二

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国の肝炎ウイルスキャリアは、350万人程度いるものと推定されている。その多くは、汚染血液による輸血や血液製剤の投与、集団予防接種時の注射器の使いまわしなどの不適切な医療行為による感染など、医原性によるものと言われている。

B型肝炎については、平成18年6月に集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が言い渡され、これにより国の行政責任が確定した。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬会社を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟で、平成18年6月には大阪地裁、平成18年8月には福岡地裁、本年3月には東京地裁、さらに本年7月には名古屋地裁で判決が言い渡され、いずれも国の行政責任と製薬企業の不法行為責任が認められた。

このように司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されている。

B型、C型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、肝がんによる年間死亡者数が3万人を超えるなか、その約9割がB型、C型肝炎患者である。このような事態に鑑み、国は係争中の訴訟を直ちに終了させ、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に直ちに取りかかるべきである。

よって、国会並びに政府においては、肝炎問題の早期解決とすべての肝炎患者を救済するため、緊急に下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
2. 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
3. ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減を行うこと。
4. ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域間格差の解消に努めること。
5. ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
6. ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月11日

[提出先]

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

[提案理由]

口頭説明